

大口町告示第45号

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

大口町一般不妊治療費助成事業実施要綱（平成19年大口町告示第96号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 この要綱において「本人負担額」とは、医療保険各法の適用とはならない人工授精による医療の提供を受けた者が負担すべき額をいう。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用を除くものとする。

第5条後段中「なお」を「この場合において」に改め、「人工授精」の次に「について」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の治療には、事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及び男性の感染症管理として行う検査（HBs抗原、HCV抗体、梅毒、HIV抗体など）費用、採精（事前採取も含む。）費用、精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る）、精子の濃縮、精子の洗浄等に要する費用、排卵日を特定するための検査費用（エコー検査）、排卵誘発のためのHCG注射等の費用、精子を子宮内に注入するための費用、人工授精後、感染予防するため服用する抗生剤等の費用を含む。

第6条第1項中「第2条に定める」を「前条の治療に要した」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「ものとする」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 助成額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

様式第2中

「2 院外処方の有無が有る場合は、「本人負担額の内訳」欄の「薬局徴収分」へ薬局の領収書から本人負担額を転記してください。

3 文書料、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まないでください。」を

「2 「人工授精に係る医療機関徴収分①」「人工授精に係る薬局徴収分②」に

は事前検査として実施する精子の細菌学検査費用及びH I Vなどの感染症検査費用、採精（事前採取も含む）費用、精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料（通常、人工授精施行当日に採取するが、夫の都合により人工授精当日に来院できない場合に限る）、精子の濃縮・洗浄等に要する費用、排卵日を特定するための検査費用（エコー検査）、排卵誘発のためのH C G注射等の費用、精子を子宮内に注入するための費用、人工授精後、感染予防のため服用する抗生剤等の費用が含まれています。

3 院外処方の有無が有る場合は、「本人負担額の内訳」欄の「薬局徴収分」へ薬局の領収書から本人負担額を転記してください。

4 文書料、個室料等の直接的な治療費ではない費用は含まないでください。」に改める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。